

別居監護申立書

(宛先) 川崎市長

令和 年 月 日

(申請者住所) 川崎市

(申請者氏名)

(生年月日) 昭和・平成 年 月 日

私は、別居している児童を監護し、かつ生計を同じくしている又は生計を維持していることについて、下記のとおり申し立てます。申し立ての内容に変更があった場合は速やかに届出を行います。また、申し立ての内容が事実と異なっていた場合は、令和5年度川崎市物価高騰対策給付金こども加算分の支給決定の取消し及び支給済みの給付金の返還等に応じます。

記

1 別居している児童について

ふりがな 児童の氏名	続柄	生年月日
		平成 令和 年 月 日
別居先住所		

2 別居している児童の属する世帯について

ふりがな 世帯主の氏名	児童からみた 世帯主の続柄	課税状況
		課税・非課税

3 別居の理由について

- (1) 仕事の都合上、単身赴任をしているため
(2) 児童の進学、通学のため
(3) その他 ()

4 別居期間

令和・平成 年 月 日から 令和 年 月 日までを予定

5 監護、生計同一又は生計維持の状況 (面会、仕送り等について)

--

- ・監護とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行うことをいいます。
- ・父母等が離婚・離婚協議中などにより児童と別居している場合で、児童と同居している父母等も川崎市物価高騰対策給付金の受給要件に該当する場合は、その方に優先して給付金を支給します。
- ・別居の理由が消滅しても同居することがない場合、生計同一による別居監護は認められません。